

関原発第647号
2023年3月31日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり高浜発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和49年 1月 5日付 48原第10805号をもって認可を受け、
昭和49年 8月20日付 49原第 6869号、昭和49年10月30日付 49原第 9439号、
昭和50年10月31日付 50原第 9180号、昭和50年11月26日付 50原第 9544号、
昭和51年 9月27日付 51安(原規)第 96号、昭和52年 3月29日付 52安(原規)第 99号、
昭和52年 5月31日付 52安(原規)第129号、昭和53年11月13日付 53安(原規)第231号、
昭和54年 6月15日付 54資庁第 7054号、昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和54年 9月10日付 54資庁第11646号、昭和54年10月31日付 54資庁第13177号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、昭和55年10月 8日付 55資庁第11342号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8317号、昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、昭和60年 1月16日付 59資庁第17852号、
昭和60年 2月21日付 60資庁第 979号、昭和61年 6月26日付 61資庁第 8871号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16336号、昭和63年 7月14日付 63資庁第 7655号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3502号、平成元年 7月27日付 元資庁第 8414号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、平成 4年 5月21日付 4資庁第 6154号、
平成 5年 1月13日付 4資庁第12580号、平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、平成 5年10月27日付 5資庁第11639号、
平成 6年 4月27日付 6資庁第 4697号、平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、平成 7年 4月13日付 7資庁第 2127号、
平成 7年10月 6日付 7資庁第11058号、平成 8年 1月17日付 7資庁第14350号、
平成 8年 8月15日付 8資庁第 8446号、平成 9年 1月31日付 8資庁第12744号、

平成 9年 9月11日付 平成09・07・31資第15号、
平成10年 6月25日付 平成10・06・22資第14号、
平成11年 9月 7日付 平成11・08・16資第 2号、
平成12年 6月26日付 平成12・06・12資第10号、
平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第18号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第41号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第11号、
平成15年 5月15日付 平成15・04・22原第 6号、
平成15年 9月18日付 平成15・08・28原第 9号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第11号、
平成17年 1月24日付 平成16・12・09原第 5号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第22号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 3号、
平成18年11月28日付 平成18・11・02原第 2号、
平成19年 4月11日付 平成19・03・23原第 4号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第136号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第23号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第13号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 2号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第13号、
平成22年 5月31日付 平成22・05・18原第12号、
平成22年10月 7日付 平成22・09・03原第 2号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 2号、
平成25年 3月25日付 原管吹第121221002号、
平成26年11月12日付 原規規発第1411121号、
平成27年 6月12日付 原規規発第1506128号、
平成27年10月 9日付 原規規発第1510092号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511183号、
平成28年 6月20日付 原規規発第1606204号、
平成29年 6月26日付 原規規発第1706265号、
平成30年 3月19日付 原規規発第1803193号、
平成30年 6月26日付 原規規発第1806265号、
平成31年 1月31日付 原規規発第1901311号、
令和元年 7月 1日付 原規規発第1907017号、
令和 2年 1月16日付 原規規発第2001168号、
令和 2年 5月26日付 原規規発第2005262号、
令和 2年 9月24日付 原規規発第2009241号、
令和 3年 2月15日付 原規規発第2102151号、
令和 3年 6月 4日付 原規規発第2106044号、
令和 4年 6月22日付 原規規発第2206225号、
令和 5年 1月13日付 原規規発第2301131号 で変更認可を受けた高浜発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

平成 9年11月28日付 平成09・11・10資第16号、
平成10年12月17日付 平成10・12・01資第17号、
平成12年 3月 8日付 平成12・01・31資第 1号、
平成13年 1月 5日付 平成12・08・03資第 5号、
平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第12号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第11号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 7号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第18号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第38号、
平成16年11月17日付 平成16・09・24原第25号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第 8号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第15号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第11号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第16号、
平成19年 5月25日付 平成19・05・08原第26号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第32号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第10号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第18号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第23号、
平成22年 2月19日付 平成22・02・15原第 5号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 2号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第34号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第21号、
平成26年 6月 9日付 原規規発第1406096号、
平成27年 4月 8日付 原規規発第1504085号、
平成27年 9月18日付 原規規発第1509184号、
平成27年11月18日付 原規規発第1511182号、
平成28年 3月24日付 原規規発第16032414号、
平成29年 2月 8日付 原規規発第1702087号、
平成29年 8月15日付 原規規発第1708154号、
平成30年 5月11日付 原規規発第1805112号、
平成30年12月17日付 原規規発第1812176号、
令和元年 6月21日付 原規規発第19062110号、
令和元年 9月24日付 原規規発第1909247号、
令和 2年 3月30日付 原規規発第20033018号、
令和 2年 6月19日付 原規規発第2006192号、
令和 2年10月 7日付 原規規発第20100714号、
令和 3年 2月19日付 原規規発第2102193号、
令和 4年 4月 7日付 原規規発第2204071号、
令和 4年11月18日付 原規規発第2211184号及び

2. 変更の理由

- (1) 高浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更
高浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

3. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。
- (2) 本規定施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第3項の使用
前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

高浜発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	理由
	<p>附 則 (年 月 日 平成 26 原安防通達第 3 号一) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この通達は、年 月 日から施行する。</p> <p>2. 本通達施行の際、使用前事業者検査対象の電線管の系統分離対策に関連する規定については、<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 1 1 第 3 項の使用前確認完了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

変更前	変更後	理由
<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害 および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3 および第18条の3の2関連)</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後	理由
<p>1 火災</p> <p>保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護すること</p> <p>を目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物の持込み管理についての教育訓練</p> <p>(c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(c) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 火災</p> <p>保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1. 1項から1. 5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 3 教育訓練の実施</p> <p>放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育</p> <p>a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護すること</p> <p>を目的として、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練</p> <p>(b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構造物、系統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物の持込み管理についての教育訓練</p> <p>(c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練</p> <p>ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練</p> <p>イ. 外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンプの閉止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒ガスの侵入を防止することについての教育訓練</p> <p>ウ. 森林火災から外部火災防護施設を防護するための防火帯・防火エリアの設定に係る教育訓練</p> <p>エ. 近隣の産業施設の火災・爆発から外部火災防護施設を防護するために、離隔距離を確保することについての教育訓練</p> <p>オ. 固体廃棄物貯蔵庫を森林火災から防護するために、飛び火による影響防止のための散水することについての教育訓練</p> <p>カ. モニタポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に設置することについての教育訓練</p> <p>(d) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓練</p> <p>(以下略)</p>	<p>高圧発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更</p>

添付資料

1. 高浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

高浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更

高浜発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する保安規定条文の変更を行う。

(変更)

- ・添付 2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準)

以 上